

新給水装置工事設計施工基準（新旧対照表）

新	旧
<p><u>第1章 総則</u></p> <p><u>（趣旨）</u></p> <p>この基準は、給水装置及び受水槽水道に係る施工管理を適正、かつ合理的にするため、水道法（以下「法」という。）、伊東市水道事業給水条例（以下「条例」という。）、同施行規程（以下「施行規程」という。）及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（以下「構造材質基準」という。）等に基づく給水装置工事並びに受水槽2次側の給水設備工事の設計と施工の扱いについて定めたものである。</p> <p>なお、この定めのないその他の技術的事項については、<u>水道施設設計指針及び給水装置工事技術指針</u>による。</p> <p><u>（第三者異議の責任）</u> 略</p> <p><u>（用語の定義）</u></p> <p>本基準に定める用語の定義を次のとおり定める。</p> <p>1 <u>配水管</u></p> <p>浄水を輸送、分配、供給する機能を持ち、平常時には、適正な水圧で安定的に供給を行い、非常時においても水の供給を継続できるよ</p>	<p><u>1. 総則</u></p> <p><u>1.1 趣旨</u></p> <p>この基準は、給水装置及び貯水槽水道に係る施工管理を適正、かつ合理的にするため、水道法（以下「法」_____）、伊東市水道事業給水条例（以下「条例」という。）、同施行規程_____及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（以下「構造材質基準」という。）等に基づく給水装置工事並びに貯水槽以下の給水設備工事の設計と施工の扱いについて定めたものである。</p> <p>なお、この定めのないその他の技術的事項については、<u>給水装置工事の手引き</u>_____による。</p> <p><u>1.2 第三者異議の責任</u> 略</p> <p><u>1.3 給水装置の定義</u></p> <p><u>1.4 用語の定義</u></p> <p>給水装置工事の用語は、_____次の各号とす_____る。</p> <p>1) <u>配水管</u></p> <p>道路等に布設された口径75ミリメートル以上のもので、特に水道管理者が管理する_____</p>

新給水装置工事設計施工基準（新旧対照表）

新	旧
<p>うに整備されているものである。(水道施設設計指針)</p> <p>2 給水装置 (メーター含む)</p> <p>_____ 需要者に水を供給するために、水道管理者の布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。</p> <p>直結する給水用具とは、給水管に容易に取外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具をいい、ホース等容易に取外しの可能な状態で接続される用具は含まれない。また、水道水を一旦<u>受水槽</u>等で受けて給水する場合は、配水管の分岐から受水槽注入口の給水用具（ボールタップ等）までが給水装置であり、受水槽以降はこれに当たらない。(給水装置工事技術指針)</p> <p>ただし、受水槽以降に各戸メーター（水道管理者が貸与したもの）がある場合は各戸メーター以降の給水装置までとする。</p> <p>3 給水管</p> <p>構造材質基準に適合するものでなければならない。この基準に適合していることの確認方法は、自己認証品、第三者認証品であることの確認や日本産業規格（J I S ）、日本水道協会（J W W A）等の規格品であることの確認といった方法がある。(水道施設設計指針)</p>	<p>_____ もの _____。</p> <p>1) 給水装置 _____</p> <p>給水装置 (メーター含む) とは、需要者に水を供給するために、水道管理者の布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。</p> <p>直結する給水用具とは、給水管に容易に取外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具であり、ホースなど容易に取り外し可能な状態で接続される用具は含まない。また、水道水を一旦<u>貯水槽</u>等で受けて給水する場合は、配水管の分岐から受水槽注入口の給水用具（ボールタップ等）までが給水装置であり、受水槽以降はこれに当たらない。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>3) 給水管</p> <p>配水管又は代用配水管から分岐されたもので、道路又は道路に準ずる箇所に布設され、特に水道管理者に帰属されていないもの。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

新給水装置工事設計施工基準（新旧対照表）

新	旧
<p>4 給水用具 給水管に直結し、管と一体となって給水装置を構成する分水栓、止水栓、給水栓、弁類及び機器等の 用具をいう。給水用具は、構造材質基準に定められた性能基準に定められた性能基準に適合するものでなければならない。構造材質基準に適合する給水用具として、自己認証品及び第三者認証品がある。これら以外に基準省令と同等以上の基準に適合している日本産業規格による J I S 認証、日本水道協会による団体規格（J W W A）等の検査合格品がある。（水道施設設計指針）</p> <p>5 第 1 仕切弁及び第 1 止水栓 配水管 から分岐して最初に給水管に設置される仕切弁及び止水栓をいう。</p> <p>6 新設工事 新たに 給水装置を設けるものをいう。</p> <p>7 改造工事</p>	<p>4) 給水用具 給水管に直結 する分水栓（分水サドル・割 T 字管）、止水栓、止水栓ボックス、仕切弁、仕切弁ボックス、メーター、メーター用伸縮止水栓、メーターボックス、減圧弁等の給水を構成する用具。</p> <p>5) 第 1 仕切弁及び第 1 止水栓 配水管又は代用配水管から分岐して最初に 設置される仕切弁及び止水栓。</p> <p>1) 新設工事 新たにメーターの口径に応じた給水装置を設けるもの。</p> <p>2) 改造工事</p>

新給水装置工事設計施工基準（新旧対照表）

新	旧
<p>給水装置の移設、更新、増設等（分岐位置、分岐口径、メーター口径、配管位置、給水栓の位置の変更を含む）給水装置の原形を変更するものをいう。</p> <p>8 修繕工事 略</p> <p>9 撤去工事 配水管_____からの給水装置の全部又は一部を撤去するものをいう。</p> <p>10 消火栓 原則として消火栓口金の口径は65ミリメートル以上で、口径150ミリメートル以上の配水管に設置するもので、火災発生時の消防水利としての機能を果たすことを目的とするものをいう。（水道施設設計指針）</p> <p>11 私設消火栓 _____原則として消火栓口金の口径は40ミリメートル以上で、給水装置に設置し、屋内又は敷地内に設置するもので、メーター以降に取り付けるものをいう。</p>	<p>給水管の_____分岐箇所、分岐口径、メーター口径、配管位置又は給水栓の位置等の配管_____の原形を変更するもの_____。</p> <p>3) 修繕工事 略</p> <p>4) 撤去工事 配水管又は代用配水管からの給水装置の全部又は一部を撤去するもの_____。</p> <p>3) 私設消火栓 消火栓を設置するもので、原則として_____口径40ミリメートル以上で、_____屋内又は敷地内に設置し____、メーター以降に取り付けるもの_____。</p>

新給水装置工事設計施工基準（新旧対照表）

新	旧
<p><u>12 水道メーター</u> 給水装置に取付け、利用者が使用する水量を積算計量する計量器をいう。（給水装置工事技術指針）</p> <p><u>13 水道管理者</u> 伊東市水道事業伊東市長をいう。</p> <p><u>14 道路</u> 建築基準法第42条に定められている道路をいう。</p> <p><u>15 敷地</u> 建築基準法第42条に定められている道路以外をいう。</p> <p><u>16 直結給水方式</u> 給水装置の末端である給水栓まで配水管の直圧を利用して給水する方式であり、水道施設設計指針を基準とする配水管の最小動水圧</p>	<p><u>2・1 給水方式</u> 給水方式の選択は、次の各号から選択できるものとする。</p> <p><u>1) 直結給水方式の選択</u> 給水装置の末端である給水栓まで配水管の直圧を利用して給水する方式であり、水道施設設計指針を基準とする配水管の最小動水圧</p>

新給水装置工事設計施工基準（新旧対照表）

新	旧
<p>力が0.147MPa以上〔1.5 kgf/cm²〕を有する圧力である給水方式をいう。(給水装置工事技術指針2025 P282)</p> <hr/> <p>17 直結増圧給水方式_____</p> <p>給水管の途中_____に直結加圧形ポンプユニットを設置し、圧力を増して_____高位置まで直接給水する方法をいう。伊東市水道事業においては、この給水方式により配水管の圧力変動が生じ、水の安定供給に影響及ぼすため直結増圧給水方式は原則認めない。</p> <hr/> <p>_____ (給水_____工事全般)</p> <p>給水_____工事に際しては、次の事項に留意した施工に努めるものとする。</p>	<p>力が0.147メガパスカル以上〔1.5 Kgf/cm²〕を有する圧力であること_____。</p> <p>また、5階までの建造物のうち、配水管の配水能力が年間を通じ良好で、安定的給水が可能であると水道管理者が認めたもの。</p> <hr/> <p>2) 直結増圧給水方式の選択</p> <p>給水装置の途中の給水管に直結増圧設備_____を設置し、配水管の水圧に影響を与えることなく高位置まで直結給水するもので、原則として6階以上の建造物で、水道管理者が認めたもの_____。</p> <hr/> <p>6) 貯水槽水道</p> <p>水道事業者から供給される水のみを水源とし、その水を一旦貯水槽に受けた後、建物等の利用者に飲み水として供給される施設の総称をいう。</p> <hr/> <p>3・16 給水装置工事の留意事項</p> <p>給水装置の工事に際しては、次の事項に留意した施工に努めるものとする。</p>

新給水装置工事設計施工基準（新旧対照表）

新	旧
<p>1 <u>給水装置工事の材料</u> 略</p> <p>2 _____ 給水装置工事に関し技能を有する者 _____ <u>給水装置工事</u> _____ の施工は、<u>伊東市水道事業指定給水装置工事事業者</u>であり、<u>下記資格を有するものが施工しなければならぬが</u> _____、主任技術者又は下記技能者の監督のもと、他の従事者も施工できる<u>ものとする</u>。 <u>(1)～(5)</u> 略</p> <p>3 <u>構造材質基準の認証品を使用</u> 略</p> <p>4 <u>減圧弁の設置</u> <u>給水管</u> の圧力が <u>0.735MPa</u> _____ (<u>7.5kgf/cm²</u>) 以上の配水圧力には、メーター1次側に減圧弁を設置するものとして、<u>減圧弁は専用のボックス等に収納し、常時の点検管理が可能なものとする。また、減圧弁の維持管理は、使用者が行うものとする。</u></p> <p>5 <u>給水管の防食処理等</u> <u>_____</u> 壁等に配管された給水管の露出部分は、適切な間隔で支持全具</p>	<p>_____ 略</p> <p><u>1・11</u> <u>給水装置工事に関し技能を有する者の施工</u> <u>給水管の分岐からメーターまでの施工は、</u> _____ <u>_____</u> <u>下記資格を有するものが施工する。なお水道管理者が認めた場合、主任技術者又は下記技能者の監督のもと、他の従事者も施工できる</u> _____。 <u>1)～5)</u> 略</p> <p><u>2)及び3)</u> 略</p> <p><u>4)配水管の圧力が0.735メガパスカル(7.5kgf/cm²)以上の配水圧力には、メーター1次側に減圧弁を設置するものとして、装置は専用のボックスに収納し、常時の点検管理が可能なものとする。(なお、減圧弁の維持管理は、使用者が行うものとする。)</u></p> <p><u>6)</u> <u>壁等に配管された給水管の露出部分は、適切な間隔で支持全具</u></p>

新給水装置工事設計施工基準（新旧対照表）

新	旧
<p>等を固定するものとし、<u>給水管の防食及び防露処理を定期的に行う</u>こと。</p> <p><u>6及び7</u> 略</p> <p><u>8</u> <u>防寒処置</u> 凍結防止対策として、<u>外部露出管等は適当な防寒処置を講ずること。</u></p> <p><u>9</u> <u>さや管ヘッダー方式</u> 略</p> <p><u>10</u> <u>クロスコネクションの防止</u> 略</p> <p><u>11</u> <u>給水用具（器具）の特例</u> 略</p> <p><u>12</u> <u>受水槽2次側の給水設備</u> 略</p> <p><u>13</u> <u>分岐工事の制限</u> <u>(1)</u> <u>同一敷地内の建物の用途（居宅、テナント、ビル、店舗、集合住宅、学校又は事業所等）</u></p>	<p>等を固定するものとし、<u>腐食等の予防に留意する</u>こと。</p> <p><u>7)～8)</u> 略</p> <p><u>9)</u> <u>家屋の北西面に位置する外部露出管等は、適当な防寒処置を講ずること。</u></p> <p><u>10)</u> 略</p> <p><u>3・17</u> <u>クロスコネクションの予防</u> 略</p> <p><u>3)</u> <u>給水器具の特例</u> 略</p> <p><u>4)</u> <u>貯水槽以下の設備基準</u> 略</p> <p><u>1・7</u> <u>別系統線分岐工事の制限</u> <u>一つの給水装置で、同じ目的で使用する同一敷地内の家屋、テナント、マンション、ビル、店舗、集合住宅、学校又は事業所等の</u></p>

新給水装置工事設計施工基準（新旧対照表）

新	旧
<p>が複数である場合であっても、原則として給水装置の配水管からの分岐は、<u>1筆に 1個</u>とする。ただし、水道管理者が維持管理上支障ないものと認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) _____ 先行引込工事の禁止 略</p> <p><u>14</u> 及び <u>15</u> 略</p> <p><u>16</u> _____海の家__の給水装置工事の取り扱い</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 給水装置の使用開始は、メーター異動届書の提出後、<u>残留塩素の確認をした後</u>とする。</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>(5) 給水装置工事しゅん工検査申請書には、<u>残留塩素を確認した日時、場所、その状況が分かる写真、及びプラグ止めの場所、プラグ止めをしている状況が分かる写真、並びに止水栓の場所が分かる写真を添付すること。</u></p> <p><u>17</u> _____ 消火栓の使用</p>	<p>同一構造の建築物の _____ 配水管からの分岐は、<u>原則として1個の分岐</u>とする。 _____</p> <p><u>1・8</u> 先行引込工事の禁止 略</p> <p><u>1・10</u> 及び <u>1・12</u> 略</p> <p><u>1・13</u> 「海の家」給水装置工事の取り扱い</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 給水装置の使用開始は、メーター異動届書の提出時 _____ とする。</p> <p>(3) ～(4) 略</p> <p><u>2・7</u> 消火栓の使用</p> <p><u>消火栓の使用は、次の事項によるものとする。</u></p>

新給水装置工事設計施工基準（新旧対照表）

新	旧
<p>消火栓は、<u>消火活動以外に使用することはできない。ただし、</u> <u>水道管理者</u> <u>が認めたものは、この限りでない。</u></p> <p><u>18 水道管理者による既設給水装置の廃止</u> <u>条例第41条第2項に定める将来使用見込みがないときとは、原則として給水装置の閉栓、休止、不明の場合であって、閉栓又は休止の日から20年以上、不明にあつては最後に使用した日から20年以上経過しているものをいう。</u></p> <p><u>第2章 水道管理者が定める工法及び使用材料等</u> <u>(水道管理者の指定範囲)</u> <u>配水管の分岐部から水道メーター2次側の第1継手(フレキシブル継手等)まで(ただし、受</u></p>	<p><u>1) 消火栓は、消防又は消防の演習若しくは、水道管理者が認めた場合のほか使用できない。</u> <u>2) 消火栓を消防の演習等に使用するときは、あらかじめ水道管理者の許可を得なければならない。</u> <u>3) 私設消火栓の演習等の使用は、原則として10分以上連続の使用としない。</u></p> <p><u>2) 給水装置の構造及び材質の基準</u> <u>給水装置の構造及び材質については、構造材質基準に適合した基準認証品等を使用するものとする。ただし、配水管の分岐部分から水道メーター2次側の第1継手</u> _____ <u>まで</u> _____</p>

新給水装置工事設計施工基準（新旧対照表）

新	旧
<p>水槽以降に各戸メーター（水道管理者が貸与したもの）が設置されている場合は、各戸メーターの2次側の第1継手（フレキシブル継手等）までの給水装置工事に関し、維持管理の容易性と工事の安全施工等を目的として、条例第14条第1項及び第2項、施行規定第10条に基づき水道管理者が工法及び使用資材等について定めるものとする。</p> <p>（給水管 口径 に対しての分岐数）</p> <p>配水管の分岐部から第1仕切弁又は第1止水栓までの配管に使用できる給水管口径 に対しての分岐数は下記の表（給水管口径 に対してその管より分岐可能な口径毎のメーター個数）を参考に決定する。ただし、</p> <p>水道管理者が認めたものは、この限りでない。</p> <p>表 略</p>	<p>の給水装置については、濁水時、災害時等の緊急工事を円滑、かつ効率的に行うため、材料及び工法等については</p> <p>水道管理者が指定 する。</p> <p>3. 1 給水管の口径</p> <p>配水管の分岐部から第1仕切弁又は第1止水栓までの配管に使用できる給水管の口径 は、</p> <p>次のとおりとする。</p> <p>1) 専用給水管の口径は、25又は50ミリメートルとする。</p> <p>2) 共有給水管の口径は、原則として50ミリメートルとする。</p> <p>3) その他水道管理者が認めたもの 。</p> <p>2・6 給水管の口径</p> <p>給水管の口径は、メーターの許容又は最大流量を超えない範囲で、配水管の最小動水圧時においても計画水量を十分に供給できる大きさとし、かつ著しく過大とならないものとする。</p>

新給水装置工事設計施工基準（新旧対照表）

新	旧
<p><u>（給水管の材料）</u></p> <p>_____ 給水管の材料は、次のものとする。<u>ただし、やむを得ず露出配管等を行う場合であって水道管理者が認めたものは、この限りでない。</u></p> <p>1 <u>口径50ミリメートル以下の給水管は、原則として水道用二層ポリエチレン管（1種管）_____とする。</u></p> <p>2 <u>口径50ミリメートルを超える給水管は、原則として水道用配水ポリエチレン管又は水道用ダクタイトル鉄管とする。</u></p>	<p><u>3・5 2次側給水管の口径指定</u></p> <p><u>宅地内メーター2次側の配管に使用できる給水管の口径は、次のものとする。</u></p> <p><u>1) 口径13・16・20・25・30・40・50・75・100ミリメートルとする。</u></p> <p><u>2) その他水道管理者が認めたもの。</u></p> <p><u>3・2 給水管の材料</u></p> <p><u>配水管の分岐部からメーターまでの配管に使用できる給水管の材料は、次のものとする。_____</u></p> <p>1) <u>口径50ミリメートル以下の給水管は、_____水道用二層ポリエチレン管（1種管）又は、水道用配水ポリエチレン管とする。</u></p> <p>2) <u>口径75ミリメートル以上の給水管は、_____水道用配水ポリエチレン管又は水道用ダクタイトル鉄管とする。</u></p> <p><u>3) 水道管理者、又は道路管理者等からの特別な指示のある場合については、別の工法及び材料の選択ができる。</u></p> <p><u>4) 既設老朽管（配水管分岐部からメーターまでの既設使用材料が</u></p>

新給水装置工事設計施工基準（新旧対照表）

新	旧
<p><u>（既設給水管の更新（改造工事）が必要な場合）</u></p> <p><u>原則として次の事項の1かつ2又は3のいずれかに該当する場合は、既設給水管を更新（改造工事）しなければならない。ただし、既設給水管が共有の管である等、更新することが困難であると水道管理者が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>1 既設給水管が二層ポリエチレン管、水道用配水用ポリエチレン管及びダクタイル鋳鉄管以外であること。</u></p> <p><u>2 40年以上経過している給水管であること。（鋼管は水道管理者との協議による。）</u></p> <p><u>3 市に補修履歴があること。又は、水道管理者が、経年劣化が著しいと判断したもの。</u></p> <p><u>（給水管の布設）</u> 略</p> <p>1 <u>給水管の布設位置</u></p>	<p><u>耐衝撃性硬質塩化ビニル管（HIVP）、水道用二層ポリエチレン管、水道用配水ポリエチレン管及びその他耐震管以外の材質のもの）の使用は、漏水の原因となるため、改造工事（建て替え工事及び大規模改修）を行う場合は、分岐部（分水サドル等含む）からメーターまでの改造を行うものとする。</u></p> <p>3・11 <u>給水管の布設位置及び布設深度</u> 略</p> <p>1) <u>給水管の布設位置</u></p>

新給水装置工事設計施工基準（新旧対照表）

新	旧
<p>(1) 公道内の布設に当たっては、<u>占用申請に基づき実施</u>する。</p> <p>(2)及び(5) 略</p> <p>2 <u>給水管の布設深度</u> 略</p> <p>3 _____ 給水管の明示 (1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>配水管及び共有管等から分岐しメーターまでの給水管は、給水管路の探知を容易にするため、埋設探知用ロケーティングワイヤーを施すこと。</u></p> <p>4 _____ <u>配水管からの分岐</u> _____</p> <p>(1) <u>配水管口径 _____ 50ミリメートル以下からの分岐は、配水管が鋳鉄管・鋼管・ビニル管の場合はサドル付分水栓、配水管用ポリエチレン管の場合は原則EFサドル分水栓、二層ポリエチレン管の場合は金属継手チーズにて行い、配水管とほぼ直角に配管すること。また、敷地内に第1止水栓又は第1仕切弁を設置すること。</u></p> <p>(2) <u>配水管口径75ミリメートル以上からの分岐は、 _____ 不</u></p>	<p>(1) 公道内の布設に当たっては、<u>当該布設管の占用位置を誤らないようにする。</u></p> <p>(2) 及び (5) 略</p> <p>2) <u>給水管の布設深度</u> 略</p> <p>3 <u>・ 1 3</u> 給水管の明示 (1) 及び 2) 略</p> <p>3) <u>道路部に布設する _____ 給水管は、 _____ 管路の探知を容易にするため、埋設探知用ロケーティングワイヤーを施すこと。</u></p> <p>3 <u>・ 3</u> 給水管 _____ の分岐及び配管 1) <u>水道用ダクタイル鋳鉄管等の場合</u> (1) _____ 口径25又は50ミリメートル _____ の分岐は、配水管上端に _____ サドル分水栓 _____ _____ を取り付け、横側分岐口より _____ 配水管とほぼ直角に配管し、 _____ 敷地内に第1止水栓又は第1仕切弁を設置する _____。</p> <p>(2) _____ 口径75ミリメートル以上 _____ の分岐は、配水管に不</p>

新給水装置工事設計施工基準（新旧対照表）

新	旧
<p>断水分岐割T字管を取り付け、配水管_____とほぼ直角に配管すること。また、原則として敷地内に第1仕切弁を設置すること。<u>（不断水分岐割T字管に直接接続の仕切弁は第1仕切弁としない。）</u></p>	<p>断水分岐T字管を取り付け、配水管側面（うわ面）より配水管とほぼ直角に配管し_____、原則として敷地内に第1仕切弁を設置する_____。</p> <p>_____</p> <p>2) 水道用配水ポリエチレン管の場合</p> <p><u>（1）口径25又は50ミリメートルの分岐は、配水用ポリエチレン管上端にサドル付分水栓を取り付け、横側分岐口より配水管とほぼ直角に配管して、原則として敷地内に第1止水栓又は第1仕切弁を設置する。</u></p> <p><u>（2）口径75ミリメートル以上の分岐は、配水用ポリエチレン管用不断水分岐T字管を取り付け、配水管側面（うわ面）より配水管とほぼ直角に配管して、原則として敷地内に第1仕切弁を設置する。</u></p> <p>3) その他の管の場合</p> <p><u>（1）口径25又は50ミリメートルの分岐は、配水管上端に専用のサドル分水栓を取付け、横側分岐口より配水管とほぼ直角に配管し、原則として敷地内に第1止水栓又は第1仕切弁を設置する。</u></p> <p><u>（2）口径75ミリメートル以上の分岐は、配水管に占用の不断水分岐T字管を取付け、配水管側面（うわ面）より配水管とほぼ直角に配管し、原則として敷地内に第1仕切弁を設置する。</u></p> <p>3・14 給水管の分岐に当たっての留意事項</p>

新給水装置工事設計施工基準（新旧対照表）

新	旧
<p>(3)~(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 既設給水管からの分岐は、原則として、共有者全員の承諾（同意）を得ることとし、さらに次のすべての事項を満たすものとする。ただし、水道管理者が認めた場合はこの限りでない。</p> <p>① 使用者の敷地の前面に配水管が埋設されていないこと。</p> <p>② 最も近い配水管から引込む場合の布設延長が20mを超えること。</p> <p>③ 複数の敷地に布設せざるを得ないこと。</p> <p>④ 既設給水管から分岐し引込む延長よりも最も近い配水管から引込む布設延長の方が長いこと。</p> <p>5 給水管の継手等材料</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 水道用ダクタイル鋳鉄管は</p>	<p>配水管からの分岐に当たっては、次のことに留意し、常に安全施工を心掛けるものとする。</p> <p>1) ~ 6) 略</p> <p>7) 配水用ポリエチレン管からの分岐は、原則として熱融着式分岐工法とすること。</p> <p>8) 略</p> <p>9) 既設給水管からの分岐は、原則、同一敷地内で既設給水管からの分岐を行う場合とする。ただし、次のすべての事項を満たし、水道管理者が認めた場合は、既設給水管からの分岐ができる。</p> <p>(1) 敷地の前面に配水管が埋設されていないこと。</p> <p>(2) 最も近い配水管から引込む場合、新規給水管布設延長が20mを超え、複数の敷地に布設せざるをえないこと。</p> <p>(3) 既設給水管から分岐し引込む場合の方が、最も近い配水管から引込む場合より新規給水管布設延長が短いこと。</p> <p>3・4 給水管の継手</p> <p>1) 及び 2) 略</p> <p>3) 水道用ダクタイル鋳鉄管はK形継手(3DKN 以上の特殊押輪)</p>

新給水装置工事設計施工基準（新旧対照表）

新	旧
<p>超える場合は、原則として配水管からの分岐付近に1基_____と敷地内に1基_____それぞれに仕切弁又は止水栓を設置するものとする。<u>ただし、水道管理者が認めた場合はこの限りでない。</u></p> <p>(1) _____ 第1仕切弁及び第1止水栓の深度 ①及び② 略 ③ <u>地盤面から第1仕切弁及び第一止水栓の弁頭等までの深さは、0.15～0.90メートル以内とする。</u></p> <p>8 _____ 土工事 (1)及び(2) 略 ① <u>掘削深さが1.5メートルを超える場合は、土留工を施すこと。また、1.5メートル以内であっても、土質により崩落の危険性があり場合は土留工により安全性を確保し、適切な施工を実施するものとする。</u> ②及び③ 略 ④ <u>道路内における埋戻しは、給水管周りを管の保護として砂又は良質土で埋戻し、その他は、道路復旧基準を満たすように一層の仕上がり厚20センチごとに十分締固めを行うこと_____。又埋戻</u></p>	<p>超える場合は、原則として配水管からの分岐付近に1基<u>（道路上の場合は道路管理者と協議）</u>と敷地内に1基、それぞれ仕切弁又は止水栓を設置するものとする。_____</p> <p><u>3・10</u> 第1仕切弁及び第1止水栓の深度 1) 及び2) 略 3) <u>道路に設置の第1仕切弁及び第一止水栓_____は、0.6メートル以上の深度_____とする。</u></p> <p><u>3・18</u> 土工事 1) 及び2) 略 (1) <u>掘削深さが1.5メートルを超える場合は、土留工を施すこと。また、1.5メートル以内であっても、土質に見合った勾配を保って、施工の安全性を確保するため_____、適切な施工を_____するものとする。</u> (2) 及び(3) 略 (4) <u>道路内における埋戻しは、道路管理者の承諾をうけ、指定の材料を用いて、_____一層の仕上がり厚20センチごとに十分締固めなければならない。又埋戻し</u></p>

新給水装置工事設計施工基準（新旧対照表）

新	旧
<p>しによって、構造物に破損等を生じないように<u>すること</u>。</p> <p><u>9</u> 舗装復旧工事は、次によらなければならない。 (1)～(3) 略 (4)～(6) 略</p> <p><u>10</u> 現場管理 (1)～(7) 略</p> <p>(8) 略</p>	<p>によって、構造物に破損等を生じないように<u>しなければならない</u>。</p> <p><u>3・19</u> 道路復旧工事 1) 本復旧 工事は、次によらなければならない。 (1)～(3) 略 2) 仮復旧工事は、次によらなければならない。 (1)～(3) 略</p> <p><u>3・20</u> 現場管理 1)～7) 略</p> <p><u>4.9</u> 掘削を伴う給水装置工事 <u>道路等の掘削が伴う給水装置分岐工事は、次の各号によるものとする。</u> 1) <u>道路掘削が伴う給水装置工事</u> (1) <u>道路占用及び所轄警察署長の許可を受けること。</u> (2) 略 (3) <u>関係機関許可書（写）に施工日を記入し、水道課へ提出すること。</u> (4) <u>工事中の現場管理及び路面復旧等は、道路管理者の基準により行うこと。</u></p>

新給水装置工事設計施工基準（新旧対照表）

新	旧
<p>(9) 略</p> <p>_____(水道メーターの設置)____ 略</p> <p>1 __新規設置メーターの基準 略</p> <p>2 __メーターの設置場所__</p> <p>(1) _____原則として____道路__境界から 2 m以内の敷地内に設置するもの_____とする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) メーターの_____維持管理及び検針等に支障の無い場所とする。</p> <p>(3)及び(4) 略</p>	<p>(5) <u>利害関係人等の同意を得ること。</u></p> <p>(6) 略</p> <p><u>2) 道路掘削が伴わない給水装置工事</u> <u>利害関係人等の同意を得ること。</u></p> <p><u>3・15</u> 水道メーターの設置 略</p> <p>1) __新規設置メーターの基準 略</p> <p>2) __メーターの設置場所等</p> <p>(1) <u>メーターは、原則として官民（道路）境界から 2 m以内の敷地内に設置するものとし、その設置場所は、蓋の開閉等が容易で、点検しやすい所とする。</u></p> <p><u>ただし、敷地内であっても、現況道路の形態をなす場所への設置は行わない。また、現場状況により官民境界から 2 m以内にメーター設置が困難な場合は、官民境界から 2 m以内に第一止水栓を設置し、蓋の開閉等が容易で、点検しやすい所にメーターを設置する。</u></p> <p>(2) <u>メーターの設置位置は、維持管理及び検針等に便利な_____場所とする。</u></p> <p><u>(5) 及び (6) 略</u></p>

新給水装置工事設計施工基準（新旧対照表）

新	旧
<p><u>3</u> ーターの設置に適さない場所</p> <p>(1) _____ 道路内 _____</p> <p>_____</p> <p>(2) 敷地内の車両の通行する場所</p> <p>(3)~(7) 略</p> <p>(8) _____ 車両の下側及びシャッターの内側等不可視部分となる場所</p> <p><u>4</u> ーターの接続</p> <p>(1) 設置ーターの<u>2次側</u>に逆止弁を設置すること。<u>(やむを得ず1次側に逆止弁を設置する場合は、ーター交換時のリスクを考慮し、ーターの2次側に戻り水防止のためのバルブを設置すること。)</u></p> <p>(2) 口径13ミリメートル以上50ミリメートルまでの設置ーターの<u>2次側</u>に、フレキシブル継手を用いること。(ーター2次側が二層ポリエチレン管の場合は除く。)</p> <p>(3) 口径75ミリメートル以上の設置ーター流入側手前に仕切弁等を設置 _____ すること。</p> <p>(4)及び(8) 略</p>	<p><u>4</u> ーターの設置に適さない箇所</p> <p>(1) <u>公道及び公道に準ずる私道等の道路内</u> (車輛の通行できる私道)</p> <p>(2) <u>倉庫及び荷物置場等、他の物品の下になりやすい箇所</u></p> <p>(3) ~ (6) 略</p> <p>(7) <u>駐車場又は車庫等で、車</u> の下側及びシャッターの内側 _____ となる箇所</p> <p><u>3</u> ーターの接続</p> <p>(1) 設置ーターの<u>流出側</u>に、逆止弁を設置すること。 _____</p> <p>_____</p> <p>(2) 口径13ミリメートル以上50ミリメートルまでの設置ーターの<u>流出側</u>に、フレキシブル継手を用いること。(ーター2次側が二層ポリエチレン管の場合は除く。)</p> <p>(3) 口径75ミリメートル以上の設置ーター流入側手前に仕切弁等を設置し、<u>流出側に逆止弁を設置すること。</u></p> <p>(4) ~ (8) 略</p>

新給水装置工事設計施工基準（新旧対照表）

新	旧
<p><u>5</u> メーター口径の選定 略</p> <p><u>6</u> メーターボックスの規格 メーターボックスは、_____メーターセット型式のものとし、使用ボックスは、次の規格のものとする。<u>ただし、水道管理者が認めた場合はこの限りでない。</u></p> <p><u>(1)～(2)</u> 略</p> <p><u>第3章</u> 給水装置工事の手続</p> <p> <u>(給水装置工事申込みの受付)</u> 給水装置工事<u>の申込みは、開発負担金及び審査手数料の納付後、</u></p>	<p><u>2・9</u> メーター口径の選定 略</p> <p><u>3・8</u> メーターボックスの規格 メーター用ボックスは、<u>原則としてメーターセット型式のものとし、使用ボックスは、次の規格のものとする。</u> _____</p> <p><u>1) ～2)</u> 略</p> <p><u>3・12</u> 道路設置の弁キョウの構造及び規格 <u>道路に設置する弁キョウの構造及び規格は、次の事柄に留意し、関係法令を遵守する。</u></p> <p> <u>1) 地下に設ける占用物の構造及び規格は、道路管理者の規定した基準とする。</u></p> <p> <u>2) 道路に設置する工作物の構造及び規格等は、工作物設置申請図に基づき、道路管理者の許可を得る。</u></p> <p><u>4.</u> 給水装置工事の手続</p> <p><u>4・1</u> 給水装置工事申込みの手続 給水装置工事<u>申込書、その他必要な書類を添えて水道課に提出</u></p>

新給水装置工事設計施工基準（新旧対照表）

新	旧
<p>場合は、<u>受水槽を含む一次側または共有部分の給水施設に対して</u>念書を提出</p> <p>⑥ <u>公図写し</u> 給水箇所及びその他関係する土地の公図写し</p> <p>⑦ <u>河川、道路等の占用</u> _____ 許可証の写し _____</p> <p>⑧ 略</p> <p><u>(図面)</u></p> <p>1 _____ 図面の条件 略</p> <p>2 _____ 図面 _____ の基準 _____ 図面 _____ の基準は、次の各号によるものとする。</p> <p>① <u>図面の大きさ</u> 略</p> <p>② <u>図面の種類</u></p> <p>① <u>位置図</u>は、<u>目標物等を記載し、鮮明かつ申請箇所が特定できるものであること。</u> _____</p> <p>② _____ <u>平面図</u>は、<u>道路及び建築平面図に給水装置及び配水管の位置を図示すること。ただし、平面図で表すことのできない部分は、別途詳細に図示すること。</u></p>	<p>場合は、<u>給水申込者の代表により</u> _____ 念書を提出</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>(5) 占用等各関係機関の手続きは、申請書受領印押印の写しの提示で可とし、竣工時に許可書の写しを提出すること。</u></p> <p>カ 略</p> <p><u>2・10</u> 図面の条件 略</p> <p><u>2・11 給水装置図面作成の基準</u> <u>給水装置の図面作成の基準は、次の各号によるものとする。</u></p> <p>① <u>図面の大きさ</u> 略</p> <p>② <u>図面の種類</u></p> <p>(1) <u>位置図</u>は、 _____ 申請箇所が特定できるもの _____。(目標物等を記載)</p> <p>(2) <u>平面図</u>は、<u>道路及び建築平面図に給水装置及び配水管の位置を図示したもの。</u> _____</p> <p>_____</p>

新給水装置工事設計施工基準（新旧対照表）

新	旧
<p>③ 立体図は、メーターまでの給水管の配管状況を立体的に図示すること。</p> <p>④ その他公図写しは、給水管埋設位置及び関係する土地の所有者をその地番付近に記載する。また、土地の使用承諾を要する場合はその埋設位置も記載すること。</p> <p>③ 図面の寸法及び記号</p> <p>①～④ 略</p> <p>⑤ 表示方法は、左より管種、口径、延長の順に文字が上向きになるよう記入すること。また、表示位置は、配管上に記入すること。ただし、複雑で表示困難な場合は、引出線を用いること。</p> <p>記入例 略</p> <p>④ 図面の文字</p> <p>① 文字は明確に書き、あて字や続け字をさけ、日本文は楷書、ロー</p>	<p>③ 詳細図は、平面図で表すことのできない部分を別途詳細に図示したもの。</p> <p>④ 立体図は、メーターまでの給水管の配管状況を立体的に図示したもの。</p> <p>⑤ 公図写しは、土地の使用承諾(念書)が必要な場合に添付する。その他水道管理者が必要と認めた場合に添付する。</p> <p>③ 寸法、記号の表示(図面に使用する表示記号は水道管理者の定めたものを使用。)</p> <p>①～④ 略</p> <p>⑤ 工事別の表示方法</p> <p>〔記入例〕 略</p> <p>⑥ なお、給水管の管種、口径、延長の表示は左より管種、口径、延長の順に文字が上向きになるよう配管上に記入する。ただし、複雑で表示困難な場合は、引出線を用いて記入すること。</p> <p>④ 図面の文字</p> <p>① 文字は明確に書き、あて字や続け字をさけ、漢字は楷書</p>

新給水装置工事設計施工基準（新旧対照表）

新	旧
<p>マ字は活字体とする。<u>（給水装置工事技術指針）</u></p> <p>② 略</p> <p>⑤ 図面の縮尺</p> <p>①～④ 略</p> <p>⑥ 図面の単位</p> <p>①及び② 略</p> <p>⑦ 図面の方位</p> <p><u>位置図、平面図には必ず方位を記入し、北を上にするのを原則とする。（給水装置工事技術指針）</u></p> <p>⑧ 平面図</p> <p>① 給水栓等、給水器具（プラグ止め、分水止めも含む）の取付け位置</p>	<p>とする。</p> <p>② 略</p> <p>⑤ 図面の縮尺</p> <p>①～④ 略</p> <p>⑥ 寸法の単位</p> <p>①及び② 略</p> <p>⑦ 図面の方位</p> <p>① 平面図には必ず方位を記入し、北を上にするのを原則とする。</p> <p>④ 平面図には、メーターまでの延長を記入するものとし、水栓類の名称及び設置箇所並びに配管状況を明示すること。（水栓類使用箇所以外の間取説明不要、玄関は記入）</p> <p>2・12 作 図</p> <p>作図に当たっては、次の各号の内容を記入するものとする。</p> <p>① 平面図には、次の内容を記入することとする。</p> <p>① 給水栓等、給水器具の取付け位置</p>

新給水装置工事設計施工基準（新旧対照表）

新	旧
<p>② 分岐部、止水栓部、メーター位置を恒久的地物（3点以上）から計測したオフセット</p> <p>③～⑤ 略</p> <p>⑥ 既設配水管の管種、口径、年度</p> <p>⑦ 既設給水管等の管種、口径</p> <p>⑧及び⑨ 略</p> <p>⑩ メーターまでの延長を記入するものとし、水栓類の名称及び設置箇所並びに配管状況を明示すること。（水栓類使用箇所以外の間取説明不要、玄関は記入）</p> <p>⑨ 詳細図</p> <p>①～③ 略</p> <p>⑩ 立体図</p> <p>① 配水管分岐部分からメーター2次側の第1継手（フレキシブル継手等）までの配管状況（受水槽の場合1次側注入口まで）</p> <p>② 略</p> <p>3 その他</p> <p>①及び② 略</p>	<p>(2) 配水管からの分岐位置のオフセット (3点から測定)</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) 分岐する配水管及び既設給水管等の管種、口径</p> <p>(7) 及び (8) 略</p> <p>2) 詳細図には、次の事項を記入することとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3) 立体図には、次の事項を記入することとする。</p> <p>(1) 配水管分岐部分からメーターまでの配管状況（受水槽の場合1次側注入口まで）</p> <p>(2) 略</p> <p>4) 公図写しには、次の事項を記入することとする。</p> <p>(1) 給水管布設位置を記載すること。</p> <p>(2) 土地使用地番に所有者名を記載すること。</p> <p>2・13 その他の事項</p> <p>1) 及び 2) 略</p>

新給水装置工事設計施工基準（新旧対照表）

新	旧
<p>(3) 略</p> <p>(4) 設計内訳書には、管種及び口径並びに水栓類の規格等使用材料を記入すること。（メーター2次側の<u>フレキシブル継手以降の継手類は不要。</u>）</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>流末工事の取扱いは、次のとおりとする。</u></p> <p>① <u>給水装置工事申込書に流末工事予定日を記入し、水道課へ提出すること。雨天順延等により、施工日に変更が生じる場合は電話連絡すること。</u></p> <p>② <u>流末工事に当たっては、実施日について調整し水道管理者の立会のもと行うものとする。</u></p> <p>③ <u>水道管理者は、災害又は緊急事故等の場合にあつては、流末工事の立会日について変更できるものとする。なお、変更が生じた場合給水装置工事申込者は、あらためて必要な予定を水道管理者と協議するものとする。</u></p>	<p><u>2) その他、水道管理者が必要と認めるものを添付する。</u></p> <p><u>3) 申込書等の留意事項</u></p> <p><u>(1) 必要事項をすべて記入すること。</u></p> <p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) 設計内訳書には、管種及び口径並びに水栓類の規格等使用材料を記入すること。（メーター2次側の_____継手類は不要。）</u></p> <p><u>4・4 工事中納金の還付等</u></p> <p><u>略</u></p>

新給水装置工事設計施工基準（新旧対照表）

新	旧
<p>表 略</p> <p>2 現地検査 略</p> <p>3 しゅん工検査 略</p> <p><u>第5章 受水槽給水方式</u></p> <p><u>(受水槽給水方式)</u></p> <p>受水槽を設け、水を一旦貯めてから給水する方式である。配水管の水圧が変動しても受水槽以下の設備は給水圧、給水量を一定の変動幅に保持できることや、一時に多量の水使用が可能であること及び配水管が一時的に断水しても水が確保できること等の長所がある一方、定期的な点検や清掃など適正な管理が必要である。(給水装置工事技術指針)</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 断水や減圧が生じた場合でも、水の安定的な供給が必要とされる医療・健康福祉施設及び店舗、その他緊急避難場所等の災害時に給水が必要な公共施設</p>	<p>表 略</p> <p>2) 現地検査 略</p> <p>5・2 しゅん工検査 略</p> <p><u>2. 給水装置工事の設計</u></p> <p><u>3) 受水槽給水方式の選択</u></p> <p>受水槽を設け、水を一旦貯めてから給水する方式である。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) 配水管の断水時等に際し、ある程度の給水を持続する必要がある給水施設の場合</p>

新給水装置工事設計施工基準（新旧対照表）

新	旧
<p>(5)及び(6) 略</p> <p><u>(7) 毒物や薬品などの危険な化学物質を取り扱う工場等事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある場所に給水する場合</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p>2 受水槽設置時の配管における留意事項</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) メーターの1次側の口径が20ミリメートルを超え、瞬間的に多量の水が流れる恐れがある場合は、周辺に水圧変動などの影響やメーターの故障を起こす可能性があるため、専用のボックスの中に流量調整器（現場調整が可能なもの）を設置すること。</u></p> <p><u>(3) 受水槽以下の給水設備の事故による、給水不能の応急対応等のため、メーターから受水槽までの間に直圧給水用具（単水栓、直圧表示をする）を1栓設置する。</u></p> <p>3 直結・受水槽併用方式の禁止</p> <p>一つの建造物には、直結方式と受水槽方式の併用を原則として認めない。ただし、次の条件をすべて満たすものはこの限りでない。</p> <p>(1) _____ 3階以上の建造</p>	<p>(5) 及び (6) 略</p> <p><u>(7) 略</u></p> <p>4) 受水槽設置時の配管における留意事項</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) _____口径__20ミリメートルを超える給水口径を有する場合は、 <u>メーター器故障の原因となるおそれがあるので、定流量弁設置等による予防処置を施す</u> _____ こと。</p> <p>5) 直結・受水槽併用方式の禁止</p> <p>一つの建造物には、直結方式と受水槽方式の併用は、原則としてできない。ただし、次の各号の要件を _____ みたす場合又は水道管理者が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(1) <u>2階以上が専用住宅又は併用住宅となっている</u> 3階以上の建</p>

新給水装置工事設計施工基準（新旧対照表）

新	旧
<p>物である場合</p> <p>(2) 1階部分の店舗等のみ直結方式とする場合</p> <p>(3) 1階部分の道路にそれぞれの専用の入口がある場合</p> <p>(4) 適正にメーターを設置することができる場合</p> <p>(5) 安定的給水が可能であると水道管理者が認めた場合</p> <hr/> <p>4 受水槽等の技術基準</p> <p>(1) 受水槽</p> <p>①及び② 略</p> <p>③ 受水槽は、床置型とし、受水槽の6面点検できるよう十分なスペースを確保する。</p>	<p>造物で、これに併設された店舗等において、道路又は道路に準ずる部分に面した</p> <p>1階にそれぞれ専用の入口があり、かつ適正にメーターを設置するスペースを有する場合</p> <p>(2) 3階以上の建造物で、これに併設された1階の店舗等において、道路又は道路に準ずる部分に面したそれぞれ専用の入口があり、かつ適正にメーターを設置することができる場合</p> <p>2・2 貯水槽水道設備の技術基準</p> <p>1) 受水槽</p> <p>(1) 及び (2) 略</p> <p>(3) 受水槽は、地上または床置型とし、受水槽の6面点検できるよう十分なスペースを確保する。</p> <p>(4) 受水槽の天井、底及び周壁は、建物の他の部分と兼用しない。</p> <p>(5) 建築物の最下階で床下式又は屋外にあって地盤面下の地下式あるいは建築躯体を利用したもので、汚水等衛生上有害なものの貯留又は処理に供する施設までの水平距離が5メートル未満である場合は、これらの受水槽から汚水等の侵入防止のための処置を講ずる。</p> <p>(6) 受水槽内部は、給水管以外の管は貫通させない。</p> <p>(7) 受水槽が完全排水できない構造の場合は、受水槽満水時の警</p>

新給水装置工事設計施工基準（新旧対照表）

新	旧
<p>④ 略</p> <p>⑤ 点検口は、内径60センチメートル以上の鍵付防水型とし、受水槽ごとに管理できる構造とする。</p> <p>⑥ オーバーフロー管及び通気管は十分機能するものであり、管端部等から有害なものが入らない構造とする。</p> <p>⑦～⑫ 略</p> <p>⑬ 受水槽の大きさに関係なく注入口の手前には必ず排泥装置を設ける。</p> <p>（水道施設設計指針）</p> <p>② 高置水槽</p> <p>①～④ 略</p> <p>⑤ 受水槽の大きさに関係なく注入口の手前には必ず排泥装置を設ける。</p> <p>（水道施設設計指針）</p> <p>③ 受水槽等 のその他の基準</p> <p>① 受水槽等に水道以外の管及び設備と直接連結させない。</p> <p>②～⑤ 略</p>	<p>報を知らせる設備を施す。</p> <p>⑧ 略</p> <p>⑨ マンホールは、内径60センチメートル以上の鍵付防水型とし、受水槽ごとに管理できる構造とする。また、マンホール面は周囲の床面から10センチメートル以上高くする。</p> <p>⑩ オーバーフロー管及び通気管は十分機能するものであり、昆虫等が入らない構造とする。</p> <p>⑪～⑯ 略</p> <p>② 高置水槽</p> <p>①～④ 略</p> <p>③ 貯水槽水道のその他の基準</p> <p>① 貯水槽水道は、当該貯水槽水道以外の管及び設備と直接連結させない。</p> <p>②～⑤ 略</p>

新給水装置工事設計施工基準（新旧対照表）

新	旧
<p>5 所要水量 略</p> <p>6 受水槽の有効容量 受水槽の有効容量は、使用水量、使用時間、受水槽への流入量を考慮し_____、次によるものを標準とする。 (1)~(5) 略</p> <p>7 受水槽への給水 略</p> <p>8 受水槽以下メーターの設置（共同住宅等） 略</p> <p>9 受水槽2次側メーターの設置基準 受水槽2次側メーター（以下「メーター」という。）の設置については、「2章水道メーターの設置4メーターの接続」によるものとし、格納ボックス又はパイプシャフト内に設置する場合は次のことに留意すること。 (1)~(5) 略</p>	<p>2・3 所要水量 略</p> <p>2・4 貯水槽の____容量 貯水槽の有効容量は、使用水量、使用時間、受水槽への流入量を考慮して決めるものであるが、貯水槽の容量は、次によるものを標準とする。 1) ~ 5) 略</p> <p>2・5 受水槽への給水 略</p> <p>7. 受水槽以下メーターの設置（共同住宅等） 略</p> <p>7・1 受水槽以下メーターの設置に関する留意事項</p> <p>7・2 受水槽以下____メーターの設置基準 受水槽以下____メーター（以下「メーター」という。）の設置については、次によるものとする _____。 1) ~ 5) 略</p>

新給水装置工事設計施工基準（新旧対照表）

新	旧
<p><u>10</u> 防火水槽用給水装置の取扱い 略</p> <p><u>11</u> 既存施設からの受水槽以下メーターの切替え <u>(1)</u> 設置する基準は、「<u>5章9 受水槽2次側</u>」の設置基準」によるものとする。 <u>(2)</u> 前号による設置基準が適当でない場合は、水道管理者との協議によりメーター<u>交換に支障の無い範囲で変更</u>することができる。</p> <p><u>12</u> 受水槽給水方式から直結給水方式への切替え <u>既設ビル等の受水槽給水方式から直結給水方式への切替えは、次によるものとする。</u> <u>(1) 指定工事業者により受水槽給水方式から直結給水方式に切り替えた場合の周辺の水圧変動調査を実施し、年間を通じて水圧変動の影響が無いことが確認され、かつ、水道管理者が適当と認めたものは、直結給水方式とすることができる。</u></p>	<p><u>2・8</u> 防火水槽用給水装置の取扱い 略</p> <p><u>7・3</u> 既存施設からの受水槽以下メーターの切替え <u>(1)</u> 設置する基準は、「<u>7. 2 受水槽以下メーターの設置基準</u>」によるものとする。 <u>(2)</u> 前号による設置基準が適当でない場合は、水道管理者との協議によりメーター<u>1次側止水栓の設置のみと</u>することができる。</p> <p><u>8. 受水槽式既設ビル等の直結給水の切替え</u> <u>8・1 受水槽式既設ビル等の直結給水の切替え</u> <u>受水槽方式既設ビル等の</u>直結給水方式の切替えは、次によるものとする。 <u>(1) 指定工事業者による当該箇所の配水圧力等の調査</u>を実施し、年間を通じて水圧変動の影響を受けず、かつ、水道管理者が適当と認めたものは、直結給水方式とすることができる。 <u>(2) 直結給水方式への切替えは、給水装置施工基準2・1－1)の基準によるものとする。</u> <u>(3) 原則として、給水管の材質が亜鉛メッキ鋼管等の規格のものに</u></p>

新給水装置工事設計施工基準（新旧対照表）

新	旧
<p>(2) _____ 一般集合住宅を直結給水方式に切り替えた場合には、親メーターは設置しない。ただし、業務用集合ビル等において改良が困難な場合等は、水道管理者と協議の上決定する。</p> <p>13 _____ 既設ビル等を<u>受水槽給水方式から直結給水方式へ切替えた際のメーターの設置</u></p> <p>既設ビル等を<u>受水槽給水方式から直結給水方式へ切り替える際の親メーター撤去後の個別メーターの設置は、「5章9受水槽2次側の設置基準」</u>よるものとする。</p>	<p>_____ については、<u>認証された材質のものに変更しなければならない。</u></p> <p>4) <u>直結給水方式の一般集合住宅</u> _____ には、親メーターは設置しない。ただし、業務用集合ビル等において改良が困難な場合等は、水道管理者と協議の上決定する。</p> <p>8・2 既設ビル等の _____ 直結 _____ 方式 _____ での _____ メーターの設置</p> <p>既設ビル等の<u>直結方式</u> _____ での _____ メーターの設置は、<u>次の各号に</u> _____ よるものとする。</p> <p>1) <u>新設工事</u></p> <p>(1) <u>3階建て以上の集合住宅において、建築物内に設置するメーターは、原則として格納ボックス又はパイプシャフト内に設置すること。</u></p> <p>(2) <u>メーターボックスの配管貫通部は、プライマー塗布のうえ、シリコン系シーリング材で充填する。</u></p> <p>2) <u>改造工事</u></p> <p>(1) <u>水道管理者のメーターの設置は、既存メーターの取付範囲内とし、受水タンク以下のメーター設置に関しては施工基準7・2の各号によるものとする。ただし、水道管理者が、認めた場合は、こ</u></p>

新給水装置工事設計施工基準（新旧対照表）

新	旧
<p><u>14</u> 直結増圧式の配管 <u>直結増圧給水方式は、給水区域内の配水管の多くが小口径であり経年していることから、濁水の発生が懸念されることと、周辺に水圧変動の恐れがあるため原則として認めていない。ただし、配水管の水圧に影響を与えることなく、高位置まで直結給水するもので、安定的給水が可能であると水道管理者が認めたものは、この限りでない。直結増圧方式による配管は、次の各号によるものとする。</u> <u>(1)～(4) 略</u></p> <p><u>15</u> 受水槽<u>2次側</u>の配管等 <u>受水槽2次側の給水管等の配管は、次の各号によるものとする。 略</u></p> <p><u>16</u> 受水槽<u>2次側</u>の給水設備の維持管理 略</p> <p><u>17</u> 受水槽方式等の配管及びその他事項 略</p> <p><u>第6章</u> 親メーターの設置</p>	<p><u>の限りでない。</u></p> <p><u>8・3</u> 直結増圧式の配管 <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <u>直結増圧方式による配管は、次の各号によるものとする。</u> <u>1)～4) 略</u></p> <p><u>9. 受水槽以下の施工等</u></p> <p><u>9・1</u> 受水槽<u>以下</u>の配管等 <u>受水槽以下</u>の給水管等の配管は、次の各号によるものとする。 略</p> <p><u>9・2</u> 受水槽<u>以下</u>の給水設備の維持管理 略</p> <p><u>9・3</u> 受水槽方式等の配管及びその他事項 略</p> <p><u>10、親メーターの設置について</u></p>

新給水装置工事設計施工基準（新旧対照表）

新	旧
<p><u>（親メーターの設置）</u></p> <p><u>(1)及び(2)</u> 略</p> <p><u>(3)</u>配水管からの分岐から各戸メーターまでの既設給水管の材料が本基準【<u>第2章水道管理者が定める工法及び使用材料等</u>】を満たさない場合</p> <p><u>2</u> _____ メーターの差水 略</p> <p><u>3</u> _____ 親メーター設置費用</p> <p><u>(1)</u> 親メーターの設置に伴う給水装置の改造<u>工事費</u> 及び親メーター<u>交換</u>費用は、使用者の負担とする。</p> <p><u>(2)</u> 略</p> <p>表 略</p> <p>参考文献</p> <p><u>1</u> 「給水装置工事技術指針 _____」 <u>2025</u>年版 _____ 給水工事技術振興財団</p> <p><u>2</u> 「水道施設設計指針」 <u>2024</u>年版 日本水道協会</p> <p><u>3～15</u> 略</p>	<p><u>10・1</u> 親メーターの設置</p> <p><u>1) 及び2)</u> 略</p> <p><u>3)</u> 配水管からの分岐から各戸メーターまでの既設給水管の材料が本基準【<u>3・2給水管の材料1) から3)</u> _____】を満たさない場合</p> <p><u>10・2</u> メーターの差水 略</p> <p><u>10・3</u> 親メーター設置費用</p> <p><u>1)</u> 親メーターの設置に伴う給水装置の改造 _____費用及び取付 _____費用は、使用者の負担とする。</p> <p><u>2)</u> 略</p> <p>表 略</p> <p>参考文献</p> <p><u>14.</u>「給水装置工事の手引き1・2・3」<u>1997</u>年版 財団法人給水工事技術振興財団</p> <p><u>1.</u>「水道施設設計指針」 <u>2012</u>年版 日本水道協会</p> <p><u>2. ～15.</u> 略</p>